

発行人 福井県勝山市長 山内 隆  
編集 勝山市国民健康保険

# 国保 かつやま だより

市 広 報 特 集

## 国保税11.1%を引き上げ

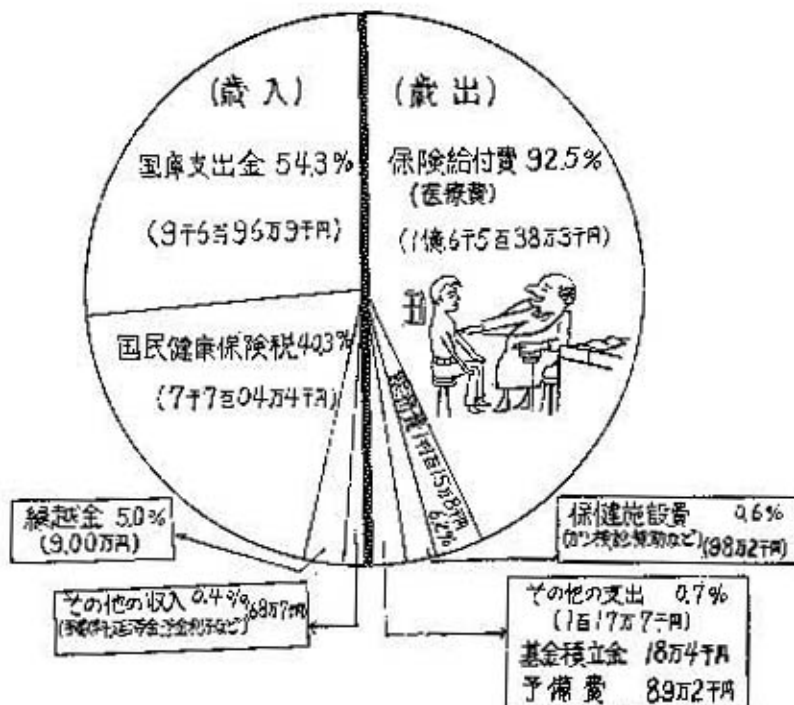
### 医療費の値上がりで苦しい国保の台所

病気やケガのとき、医者へ「国民健康保険被保険者証」を持参すれば加入者は、医療費の三割を自己負担する必要があります。残りの七割は国保で負担するわけですが、この資金はみなさんが納める保険税と国の負担と市の負担でまかっています。医療費が多えてこの資金が足りなくなるとそれに応じて保険税を値上げしなければならなくなってしまう。

古いきん医療費は毎年三〇%近い率でふえています。これはききりのある値段の高い薬が健康保険などとして使われるようになったこと、保険の知識が普及して気軽に医者にかかるため受診率が高くなるなどいろいろの理由があります。したがって医療費がこう毎年ふえると、みなさんに納めていたがく保険税も値上げせざるを得ないこととなります。国保の会計は一般会計と違って、収入がないから事業をしないでおこうというわけにはいきません。みなさんが使った医療費は納付医者へ支払わねばなりませんのでその費用は確保しなければなりません。普通の税金は原則とか市が住民のために使うのですが国保の税金だけは納税者自身が使うのです。そこで今年度は、毎年自然的に増える医療費に代えて、この二月一日から法律の改正によって実施された医療費九・七四%の値上がり（医療費の緊急止）が加わって国保が毎日納者へ支払う総額が約一、一〇〇億九千九百九十九万

### 昭和45年度国民健康保険会計予算の内容

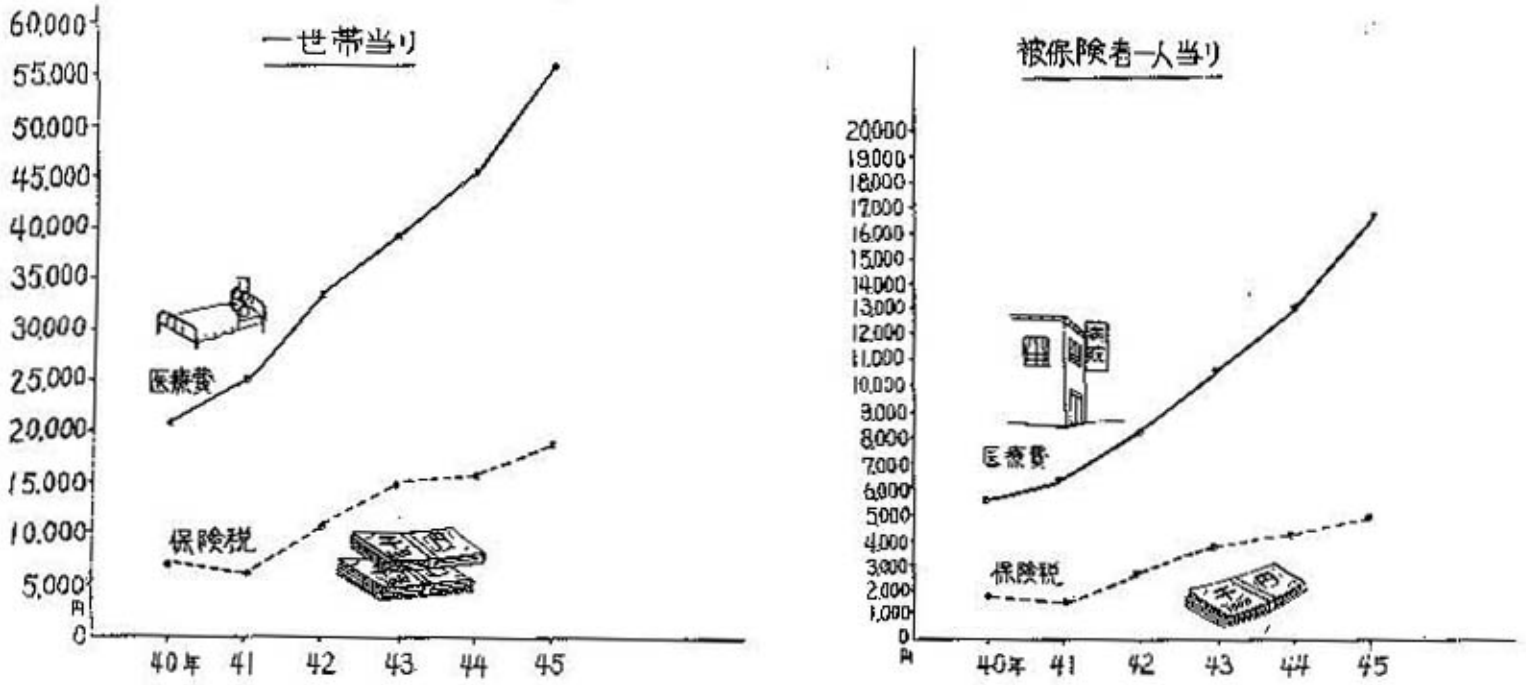
歳入歳出それぞれ1億7千8百70万円



と二三%以上もあがると予想されます。これをみなさんの一世帯当たりすると年額三万五千四百円が四万五千円になり、一人当たりは年額一〇、三九七円が一二、〇〇〇円になります。こうした医療費の増加によって国保税

をせめて増減は最少限十一・一%の値上げにのみ切りかねならなくなりました。ご理解と協力をお願いします。保険税と医療費内容は図表のとおりです。

医療費と保険税のうごき



区分 年度	一世代当り				被保険者1人当り			
	医療費	上昇率	保険税	上昇率	医療費	上昇率	保険税	上昇率
昭和40	22,603 <sup>円</sup>	1.124 <sup>倍</sup>	7,208 <sup>円</sup>	1.079 <sup>倍</sup>	5,971 <sup>円</sup>	1.161 <sup>倍</sup>	1,893 <sup>円</sup>	1.108 <sup>倍</sup>
41	25,407	1.124	6,932	1.040	6,815	1.141	1,859	1.018
42	32,006	1.260	11,106	1.602	8,764	1.286	3,041	1.636
43	39,715	1.241	15,059	1.356	11,256	1.284	4,268	1.403
44	46,800	1.178	16,387	1.088	13,751	1.222	4,793	1.123
45	57,728	1.233	18,263	1.114	17,106	1.243	5,412	1.129

国保の運営を審議する  
協議会委員は松崎さんら十二人

国民健康保険を健全に運営するため、予算編成やその使い方、又医療給付の状況や保険税の問題などを審議し、市長に意見を申し立てる機関として国民健康保険運営協議会が置かれています。この協議会には被保険者、保険医又は薬剤師、公益の各層を代表する十二人の委員によって構成されています。任期は二年で、この一月一日に改選されました。委員名次のとおり

・被保険者の代表委員  
松村季夫 (勝山市本町)  
山岸昇平 (村岡町柳橋合)

・公益の代表委員  
会長 長松崎 良三 (沢町三丁目)  
会長代理者 山岸 敏夫 (長山町三丁目)  
今井三右衛門 (郷町二丁目)  
斎藤七左衛門 (北谷町河合)

・保険医又は薬剤師の代表委員  
丹後 昭洋 (荒土町川名部)  
斎藤 吉栄 (瀬羽町下荒井)  
池田 知幸 (勝山病院医)  
中上 光雄 (深谷病院)  
平泉 泰起 (平泉医院)  
池田 光徳 (池田歯科医院)

45年2月1日から医療費が引き上げられました。それによると医療費は、いつたいどれくらいかかるのでしょうか。

◎ 初診料

	時間内	時間外	深夜	午後10時から 午前6時まで
甲 表 (国立、県立等)	450円	470円		970円
乙 表 (上に附業医)	300円	330円		740円
歯科	320円	340円		840円

※ 6才未満の患者には110円加算されます。(乙表は114円)

◎ 往診料 (乙表)

	2kmまで	4kmまで	6kmまで	2km毎に
昼間 (口出～日入)	250円	355円	460円	105円加算
夜間 日入～后10時 前6時～日出	500円	710円	920円	210円加算
深夜 (后10時～前6時) 大雪 道難 暴風 雨 路雪	750円	1,065円	1,380円	315円加算

※ 外に車馬賃実費はの患者負担です。

◎ 入院料 (一日分)

	入院料	食費	看護料	寝具	管理料	計
甲 表 病院	660円	410円	310円	50円	70円	1,500円
乙 表 病院	600円	300円			70円	970円
甲 表 病院	540円	410円	310円	50円	70円	1,380円
乙 表 病院	540円	300円			70円	910円

(注) 入院料には、手術代、薬代は含んでいません。

# 一万円がもらえる

## 4月1日から出産手当増額

国民健康保険の加入者が出産したとき支給する助産費がこれまで四月一日から一万円に増額されました。

これは、母体と赤ちゃんの健康を守るための専断の施設で安全に、しかも費用の心配なしに分べんを行なえるようにと、これまでの二万円を一万円に増額したものです。

出生届けをする時助産費二万円と育児手当金二千三百円が支給されます。この場合妊娠四カ月以上であれば、出産、死産、早産、流産を問わず支給されます。医師の証明書を持参してください。

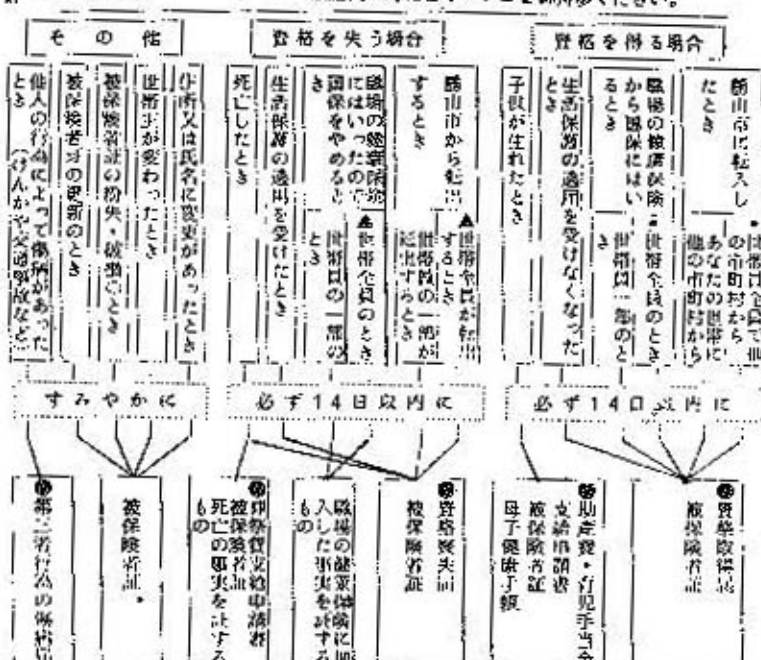
## 国保は義務加入 健保をやめたら すぐ加入を

国民健康保険への加入は「義務加入」といいます。勝山市に住所がある人で特別な人を除いては当然加入しなければなりません。生命保険や火災保険などに入るのとちがいの個人の意志で勝手に加入したり、や

めたりすることはできません。「わたしは健康で医者が必要ないから」と入ることをこぼす人もありますが、今は健康でも、いつ何時自分や、家族が病気になるかたたりけがをするかわかりません。そうした時多額の医療費負担は一家を悲劇のどん底へ落とし入れます。国保は相互の平素から掛金(保険料)としておき、これに国や市も負担して、病気のやけがのとき助け合う相互扶助の制度です。必ず加入しましょう。

国保の世帯主には加入や脱退などの届け出をする義務があります。家族の中で職場の保険をやめたり、他の市町村から転入した人があつたら十四日以内に必ず届け出て下さい。市では加入もれの方がいないか職場の保険をやめた人がいないかなど調査はしていますが、次の人以外はすんで加入されるようご協力ください。

### 届け出はお早く



国民健康保険は、またまた体格的にひ弱です。ことに財政的基礎が貧弱です。その証拠には、医療費がますますあがることと保険財政は赤字になり保険料の値上げにつながります。国民健康保険を一人前に育てあげるため、皆さんにお願いしたいことは医療費節約ということ。こんな事を言いますと「じゃあだんぢやない、すぎ好んで病気をするわけじゃあるまいし病気になつたらお医者さんに全部まかすだけ、節約のしようがないじゃないか」とおっしゃる方がおられるかもしれません。なるほどそのとおりです。しかしこまかく点検してみますとわたくしたちの気づかないところにまだムダがはぶけるところがあるのです。

◆**手がおくれないならいよう**  
病気が早いうちに発見し、早く治療することです。そうすれば治りも早く医療費も少なくて済みます。当市の場合特に入院件

## 医療費のムダをやめて 国保税を安くしましょう

◆**わがままはよしましよ**  
通院できるのに、むやみに往診を受けることは医療費が何となくばかりでなくほかの患者さんに迷惑をかけることにもなります。また夜間の往診は日中の二倍、深夜は三倍です。急病のときとは別として往診はできるだけ日中のうちに受けましょう。

◆**薬は万能ではない**  
病気のとき医者から「この病気に薬はムダ、痛くて静かに寝ていれば治ります」といわれたら「すい分不親切な医者だ」と思う人もあるでしょう。日本人は世界でも類のない薬好きなのです。中にはお医者さんに「あの薬」「あの注射」と注文する患者さんさえいるそうです。何がなんでも薬がほしいという患者の物ほしさを考慮して、これが医療費のムダづかいにつながっているわけです。

◆**医者を信頼しよう**  
一つの病気であつてもこの医者を転々と渡り歩く人がいます。病気を早く治したい患者の不安な心理はよく分りますが、こうしたことはよくありません。お医者を通じてこそ医療の効果があるのです。

◆**おねがい**  
医療保険加入状況実態調査を実施いたします。調査票が届いたら、家族全員について記入し、必ず区長さんへ提出してください。





# はり・灸・看護料など

## 幅広く給付を受けられます

### 療養費

国保で医療にかかるときは、国保を扱う病院や診療所へ被保険者証を持参してみてもらうのが普通ですが、それができない場合も必ずあります。たとえばケガをして治療を必要とする病態にかかるときの場合は、あるいは旅行中の病態のような場合です。こうした場合は保険扱いになりませんが、医療費は全額自分で支払うこととなります。しかしその理由が緊急やむを得なかったと認められたときは、あつち払いもしくをうけられます。

払いもしくをうける額は国保で治療を受けた場合を基準に算定した額の七割です。必要な書類は「療養費支給申請書」「診療内訳明細書」「診断書領収書」「入院費領収書」などです。

◆こんなときは払いもしくがありません。  
 (1) 国保を扱う病院、診療所がいずれもあるのに、知り合いの診療所へ入院し、紹介されたかたが、このようにして国保を取り扱わないと、このように治療を受けたと認められず、払いもしくがありません。  
 (2) 緊急時や、むねがなかり理由がないのに、被保険者証を持たないで治療を受けたとき  
 (3) 加入者の西の国を過るなどしたため、被保険者証を失うことになったとき  
 (4) ついでに、このようにして治療を受けたときは、このようにして治療を受けたとき

(5) 保険医が同意しなかったハリ、灸、マッサージ代  
 ◆交通整理医にかかったとき  
 骨折やねんざなどで、福井県交通整理師会の会員に治療を受けるときは、被保険者証と印鑑を持参すれば三割の自己負担金を支払えば施術を受けられます。また代金を全額自分で支払ったあとで七割の払いもしくを受けられる場合もあります。特に後者は次の手続きをすてくたさい。

### 健康なからだ ているために

国保ではことしも胃と子宮ガンの検診に補助金を出します



### 集団検診は すんで受けましょう

この場合事前に(やむを得なければ事後)

◆付き添いの看護婦の付き添い料  
 基礎病態の病院以外のところへ入院した場合(基礎病態の病院では看護婦も療養の一環として保険でやってももらえます)で病気が特に重いと、手術のあとなどで病状を常に監視する必要がある場合には、付き添いの看護婦がつけられます。その代金は全額自分で支払うこと七割の払いもしくを受けられます。

◆修送費  
 近い遠くやけがなどで動けない病人を自動車や入院させたとき、あるいは手術のための転院しなければならぬような場合は、保険医が必要と認める証明があればその車馬費の七割は国保から支給されます。いちおう全額自分で支払うことになり、払いもしくを受けることとなります。前もって(やむを得ない場合は事後でも)国保の手続きを受けることが必要です。

◆付き添いの看護婦の付き添い料や移送料などの給付を受けたい人は、手術費その他押しいくことは市民健康保険へおたすねください。

## 国保と交通事故

### 飲酒運転でのケガは給付しません

#### けがは国保で治療できる

怪我などが交通事故で起こり、けがが重なり、また多くのケガ人がおこっています。

もしも交通事故でケガをしたときは、けがが重なり、また多くのケガ人がおこっています。もしも交通事故でケガをしたときは、けがが重なり、また多くのケガ人がおこっています。

#### 国保治療は届けてから

国保で治療を受けたい時は必ず届けてください。この届けは「第三通行手続」の「届出」といって警察の事故証明書、医師の診断書が必要となります。

#### けんかや飲酒運転でのケガは給付されません

病気やけがの原因が加入者自身の故意の犯罪行為や、けんか・泥酔・又は著しい不行跡によっておきたと認められたときまた飲酒運転やスピード違反・無免許運転などによって加入者自身がケガをしたときは法律を犯したのだから犯罪行為として、全国的に国保での給付はしないことになりません。



#### 治療費を一時立て替え

保険で治療を受けられるのは被害者自身負担する分の治療費を国保が一時的に立て替えます。

被害者の方もこの被害者証のうちの治療費はあつち払いが加算者からもらい、このようにして立て替えます。

交通事故は被害者からしては一家の幸福をたし、加害者は公刑をうける、そのうえ賠償という大きな問題を背負うこととなります。

被害者にとってもこれ程悲惨なことはありません。運転する人も多く人もみんなが交通事故を避けないで、あつち払いの十分注意してください。